

第 1 号議案－ 1

広島県教育委員会規則等の一部改正について

へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和 7 年 3 月 24 日

広島県教育委員会教育長 篠 田 智 志

1 提案の趣旨

市町立学校等の統廃合等に伴い、へき地学校等の指定の見直しを行う必要があるため、へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則（平成 24 年広島県教育委員会規則第 2 号）の一部を改正する。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 根拠規定

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 28 年広島県条例第 49 号）

（へき地手当等）

第 9 条 （略）

2 へき地学校及び準へき地学校は、へき地教育振興法施行規則（昭和 34 年文部省令第 21 号。以下「施行規則」という。）で定める基準を参酌して教育委員会規則で定める基準に従い、教育委員会規則で指定する。

3～5 （略）

第 10 条 職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場（以下「学校等」という。）が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校等又は施行規則で定める基準を参酌して教育委員会規則で定める基準に従い教育委員会規則で指定する学校等（以下「特地学校」という。）に該当するときは、当該職員には、へき地手当に準ずる手当を支給する。

2～6 （略）

広島県教育委員会規則第 号

くき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月 日

広島県教育委員会
教育長 篠 田 智 志

くき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部を改正する規則

くき地学校等の指定基準及び指定に関する規則（平成二十四年広島県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第三（第十条関係）		別表第三（第十条関係）	
級地区分	学 校 等 名	級地区分	学 校 等 名
一級	三原市立大和小学校 〃 鷺浦小学校 三次市立作木小学校 庄原市立小奴可小学校 〃 高野小学校 〃 栗田小学校 安芸高田市立高宮小学校 山県郡安芸太田町立簡賀小学校 〃 〃 戸河内小学校 世羅郡世羅町立せらにし小学校 神石郡神石高原町立油木小学校 〃 〃 豊松小学校 呉市立豊浜中学校 三原市立大和中学校 三次市立作木中学校 庄原市立高野中学校 安芸高田市立高宮中学校 山県郡安芸太田町立安芸太田中学校 世羅郡世羅町立世羅西中学校 神石郡神石高原町立神石高原中学校 山県郡北広島町立豊平学園 三次市作木学校給食共同調理場 庄原市高野学校給食共同調理場 山県郡安芸太田町簡賀学校給食共同調理場 神石郡神石高原町学校給食センター（旧神石郡神石高原町豊松学校給食共同調理場）	一級	三原市立大和小学校 〃 鷺浦小学校 三次市立作木小学校 庄原市立小奴可小学校 〃 高野小学校 〃 栗田小学校 安芸高田市立高宮小学校 山県郡安芸太田町立簡賀小学校 〃 〃 戸河内小学校 世羅郡世羅町立せらにし小学校 神石郡神石高原町立油木小学校 〃 〃 豊松小学校 呉市立豊浜中学校 三原市立大和中学校 三次市立作木中学校 庄原市立高野中学校 安芸高田市立高宮中学校 山県郡安芸太田町立安芸太田中学校 世羅郡世羅町立世羅西中学校 神石郡神石高原町立神石高原中学校 山県郡北広島町立豊平学園 三次市作木学校給食共同調理場 庄原市高野学校給食共同調理場 山県郡安芸太田町簡賀学校給食共同調理場 <u>世羅郡世羅町せらにし学校給食センター</u> <u>神石郡神石高原町学校給食センター（旧神石郡神石高原町豊松学校給食共同調理場）</u>
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第四（第十条関係）

区 分	学 校 等 名
準へき地 学校	尾道市立百島小学校
	〃 瀬戸田小学校
	福山市立広瀬学園小学校
	三次市立三和小学校
	庄原市立比和小学校
	山県郡北広島町立大朝小学校
	尾道市立百島中学校
	〃 瀬戸田中学校
	福山市立広瀬学園中学校
	三次市立三和中学校
	庄原市立比和中学校
	山県郡北広島町立大朝中学校
	尾道市瀬戸田学校給食センター
	庄原市比和学校給食共同調理場

別表第五（第十二条関係）

区 分	学 校 等 名
特地学校	三次市立川西小学校
	神石郡神石高原町立三和小学校
	〃 〃 三和中学校
	〃 神石高原町学校給食センター（旧神石郡神石高原町三和給食共同調理場）

別表第四（第十条関係）

区 分	学 校 等 名
準へき地 学校	尾道市立百島小学校
	〃 瀬戸田小学校
	福山市立広瀬学園小学校
	三次市立三和小学校
	庄原市立比和小学校
	山県郡北広島町立大朝小学校
	尾道市立百島中学校
	〃 瀬戸田中学校
	福山市立広瀬学園中学校
	三次市立三和中学校
	庄原市立比和中学校
	山県郡北広島町立大朝中学校
	尾道市瀬戸田学校給食センター
	三次市三和学校給食共同調理場
	庄原市比和学校給食共同調理場

別表第五（第十二条関係）

区 分	学 校 等 名
特地学校	三次市立川西小学校
	〃 小童小学校
	神石郡神石高原町立三和小学校
	山県郡北広島町立新庄小学校
	神石郡神石高原町立三和中学校
	〃 神石高原町学校給食センター（旧神石郡神石高原町三和給食共同調理場）

記 録

この表は、関係機関等と連携し、関係機関等に提供することとする。